

写

22豊監発第123号

平成23年3月25日

豊島区長
豊島区議会議長
豊島区教育委員会委員長
豊島区選挙管理委員会委員長

} 様

豊島区監査委員 山 木 仁
同 鳴 川 智 久
同 増 田 惠 一
同 水 谷 泉

平成23年度監査計画について（通知）

平成23年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。

平成23年度 監 査 計 画

1. 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、区民の負託を受けて常に公正不偏の立場から監査を行い、本区の公正で効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

近年行政事務の外部化が推進され、公の施設における指定管理者制度の拡充や事務の外部委託の推進などにより監査対象となる事務の範囲や対象団体も飛躍的に拡大している状況にあり、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等についての審査が本格実施されるなど、監査委員が果たすべき役割はますます重要性を増している。

そこで、平成23年度の監査にあたっては、公正で効率的な行財政運営に資するため、区民の視点に立った効果的な監査を目指して、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 区の事務事業や予算執行について、法令等に基づき適正に処理されているかという「合規性」・「正確性」の観点はもとより、コストの縮減が図られ、支出した費用に見合う効果をあげているかという「経済性」・「効率性」の観点、及び所期の目的を達成しているかという「有効性」の観点からも検証する。
- (2) 監査の実施にあたっては、「違法・不正の指摘」にとどまらず、「指導」に重点をおいて監査を実施する。また、監査の網羅性を確保しつつ、監査効果の向上のため、「監査重点項目」を設定するとともに、各部課における誤りを未然に防止するためのチェック体制の確立の重要性を勘案して「内部統制（内部チェック）の整備・運用」に留意した監査を実施する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果により是正改善等の措置を講ずべき事項について、所管部局を明示する。
また、各監査の実施に際しては、前年度監査結果に対する措置・改善状況等にかかる各所管部局からの報告を徴取し、必要に応じ「是正・改善」を求めるとともに、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを適切に実施する。
- (4) 監査結果報告書について、区民にわかりやすい内容・表現に努めるとともに、監査に関する情報を区民に提供する。

2. 監査別実施方針

平成23年度に実施する各監査については次の実施方針によることとし、個々の具体的な実施内容、実施方法、監査の視点等は、別途、各監査の実施要領において定める。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

区における事務事業の執行（財務等）全般を対象に実施する基本的な監査として、合规性の観点とともに、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から各事務事業にかかる実施の成果及び事業経費の執行状況の適正性についても検証を行う。

なお、効果的な監査の実施のため、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

定期監査は、「部局監査」及び「施設監査」に区分して実施する。

① 部局監査

ア. 監査の対象部局は、全部課とし、事務監査及び監査委員監査とも課（課に準ずるセンター、所、室等を含む）を単位として監査を実施する。

イ. 実施の時期は、事務監査を4月～6月、監査委員監査を6月～8月とする。

ウ. 監査対象範囲は、原則として平成22年度の区の事務事業全般とし、決算審査を効率的・効果的に実施するために、部局監査における監査委員監査を実質的な決算審査として位置づけ、これと一体的に実施する。

エ. 監査にあたっては、各主管部局が実施している事業が、住民の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果を挙げているか、庶務関係、予算経理、収入、支出、契約、現金・有価証券の出納保管、財産、及び施設の管理業務等が、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する。

オ. 部局監査は、実質的な決算審査として、相互に関連をもたせながら一体的に実施する。

カ. あらかじめ「監査の視点」項目を定めるとともに、平成22年度定期監査結果における指導、意見及び要望等のあった事項を中心に、事務事業の執行上適切な処理及び改善等の措置がなされているかを検証する。

② 施設監査

ア. 監査対象施設

・部局監査の際、実施する施設監査

施設の新設、移転や改修など大幅な施設構成の変更があった場合に監査委員協議により実施する。部局監査の監査委員監査前に実施する。

- ・学校監査

教育委員会が所管する幼稚園、小・中学校、竹岡健康学園を対象に実施する。

- ・児童館、保育園、子どもスキップ、地域区民ひろばの監査

区長部局が所管する上記施設に対する監査を実施する。

部局監査の際実施する施設監査とあわせて一体的に実施する。

イ. 監査の実施方法

- ・部局監査の際実施する施設監査及び児童館、保育園、子どもスキップ、地域区民ひろばの監査については、監査委員による施設の管理状況及び運営状況の視察を中心に実施する。

事務監査については、各対象施設につき必要性を検討のうえ実施する。

- ・学校監査は、事務監査と監査委員監査を並行して実施する。

ウ. 監査の実施時期

部局監査の際実施する施設監査及び児童館、保育園、子どもスキップ地域区民ひろばの監査については6月上旬～中旬、学校監査については、1月中旬を目途に実施する。

エ. 監査の観点

監査にあたっては、当該施設の設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、施設の維持管理は適正に行われているか、及び資金前渡金等の現金管理は適切に行われているかなどの実務的な観点から行う。

オ. 実施対象施設は【別紙1】のとおりとする。

③ 民設民営施設（区外施設を含む）に対する監査の実施

区の施策により民設民営に移行した施設については、施設や財産の管理・保管状況等に関し、監査委員協議により部局監査の一環として実施する。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

① 決算審査は、平成22年度決算を対象にして、定期監査（部局監査）及び例月現金出納検査との関連を持たせて実施する。

② 各会計歳入歳出決算審査は、会計管理者が調製する各会計の決算計数について、適正かという形式審査とともに、予算執行、資金運用、財産管理、及び財政運営の状況について分析を行い、違法・不当な収支がないかの実質審査をそれぞれの観点から実施し、監査委員の意見を提出する。

③ 審査にあたっては、収入未済・不納欠損、及び新規事業を重点項目として、定期監査（部局監査）と一体的に実施する。

ア. 収入未済・不納欠損

平成21年度決算審査意見書において述べた各部局における収納対策の取組み状況や意見の内容を踏まえ、特に特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料の3公金における収入未済や滞納自体を発生させないための効果的な取組みについて具体的な検証を行う。

イ. 新規事業

新規事業の執行状況を踏まえ、企画立案段階での需要把握、経費見積もりや事業の執行方法の適正性の観点から検証を行う。

(3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項）

- ① 区長から審査に付された平成22年度の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4財政指標）、及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正であることを審査し、監査委員の意見を提出する。
- ② 実施時期は、事務審査及び監査委員審査を7月～8月に実施する。
- ③ 審査にあたっては、国の通知及び提出書類のチェックポイント等を踏まえて、財政課との協議・ヒヤリングを行いつつ実施する。その際、平成21年度の健全化判断比率との比較・分析と併せ、決算審査と連動した監査委員の比率に対する評価を行う。また、健全化判断比率が、法律に定める早期健全化基準及び財政再生基準以上となっていないかどうか厳密に審査を行う。

(4) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

- ① 行政監査は、区が管理・執行している事務事業のうち、各部局共通の事務の中から全庁的、横断的に検証する必要がある事務、又は各部局の個別事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある事業について、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から実施する。
- ② 上記の視点からの適時性・重要性を勘案し、当該年度における実施の有無及び実施のテーマ、実施の時期については監査委員協議により決定する。
- ③ 実施する場合の時期は、事務監査を12月、監査委員監査を1月から2月に実施する。
- ④ 監査にあたっては、上記の観点を踏まえ、対象の事務事業が区民サービスの向上の視点に立って実施されているか、事務処理は効率的に行われているか、事務の執行は法令等に基づき適正に行われているか、事務事業の目的は達成されているか、各部局の連携は取れているか等を重点に監査を実施する。

(5) 工事監査（地方自治法第199条第5項）

- ① 平成22年度に区が実施した工事（平成23年度に引き続き実施した工事、工事実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）を対象とする。対象には学校工事を含む。
- ② 監査を効率的、効果的に実施するため、監査の対象となる工事から工事の種別、用途構造、契約内容等を考慮し、監査委員の協議のうえ対象工事を選定して実施する。
- ③ 実施の時期は、事務監査、監査委員監査を9月～10月に実施する。
- ④ 監査にあたっては、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、合わせて「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点にも留意して実施する。

(6) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第5項及び第7項）

- ① 財政援助団体等監査の対象は、出資団体、公の施設の管理を行う指定管理者及び補助金交付団体とし、原則として平成22年度の出納その他の事務の執行を対象として監査を実施する。
- ② 実施する団体は、外郭団体（出資団体等）を原則3年に1回対象とするとともに、指定管理者は4年に1回を基本としつつ、指定管理期間に応じて終了または更新するまでに少なくとも1回は対象とする。公設民営の保育園については、指定管理者に準じた取扱いとし、同様の基準で実施する。
- ③ 補助金交付団体（外郭団体・指定管理者は除く。）は、団体の運営経費的補助（人件費補助を含む）を受けている団体を対象に3年または4年に1回実施する。実施の対象団体及び実施の有無は監査委員協議による。
- ④ 出資団体等の外郭団体は、その事業運営に係る出納その他の事務の執行が出資等の目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、経営及び財務状態が良好かという観点から実施する。あわせて所管部課が当該団体に対して適切な指導監督を行っているか等についても監査を実施する。
- ⑤ 指定管理者は、指定管理者の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について協定に基づき業務が適正に行われているか、収支にかかる会計経理は適正に行われているか、当該施設の管理運営が適切に行われているか等の観点から実施する。あわせて所管部課が当該団体に対して適切な指導監督を行っているか、公の施設の管理経費（委託料）を適正に算定しているか等について監査を実施する。
- ⑥ 補助金交付団体は、補助対象となる事業が、区の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているかという観点から実施する。あわせて当該所管部局を対象として、補助金等の交付手続き及び補助事業に関する指導・監

督が適正に行われているか等について監査を実施する。

- ⑦ 事務監査を充実させるため、専門的な見地から公認会計士による会計帳簿等財務関係書類の調査を実施し、対象団体の決算における会計分析の視点を強化する。
- ⑧ 実施する時期は、事務監査（公認会計士による調査を含む）を10月、監査委員監査を11月に実施する。
- ⑨ 実施する団体は、【別紙2】のとおりである。

（7）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月、期日を定め、会計管理室で取り扱う各会計の現金出納について、現金の保管・出納事務が適正かという観点から、保管する現金の残高及び関係計数の正確性を確認するとともに、基金を含む資金の運用状況等、財政収支の動向を計数及び証拠書類から検査する。

3. 各監査の実施時期

年間の監査日程は、「平成23年度監査実施日程表」【別紙3】によるが、議会日程等により変更する場合がある。

各々の監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に日程等を通知する。

施設監査を実施する対象施設一覧

(部局監査の一環で実施する施設)

(地域区民ひろば、子どもスキップ、ジャンプ〈中高生センター〉、児童館、保育園)

所管部局		対 象 施 設
区 民 部 図書館担当部 文化商工部	地域区民ひろば課 図書館課 学習・スポーツ課	駒込複合施設（区民ひろば駒込、駒込図書館、駒込地域文化創造館）
保健福祉部	西部生活福祉課	福祉事務所
	障害者福祉課	心身障害者福祉センター
子ども家庭部	子育て支援課	東部子ども家庭支援センター
区 民 部	地域区民ひろば課	地域区民ひろば（5施設） 駒込 清和第一・第二 朋有（東池袋第二区民集会室を含む。） 西池袋 さくら第一・第二（南長崎第二区民集会室を含む。）
子ども家庭部	子ども課	子どもスキップ（5施設） 駒込、長崎、朋有、高南、さくら 児童館（2施設） 目白、池袋第二（池袋第二区民集会室を含む。）
	保育園課	保育園（5施設） 西池袋第二、池袋第三、池袋第五 長崎、要町

施設監査（学校監査）を実施する対象施設一覧

(幼稚園、小・中学校、竹岡健康学園)

所管部局	対 象 施 設
教育委員会事務局 教育総務部	小学校（8校） 駒込、西巣鴨、朋有、池袋第一 池袋第三、長崎、要、千早 中学校（2校） 千川、明豊 幼稚園（1園） 西巣鴨

財政援助団体等(指定管理者を含む)監査を実施する対象団体等一覧

所管部局		対 象 団 体 (区 分)
政策経営部	行政経営課	外郭団体、指定管理者制度にかかる区の主管課
文化商工部 都市整備部	生活産業課 文化デザイン課 学習・スポーツ課 都市計画課	財団法人としま未来文化財団 (出資団体、補助金交付団体、指定管理者)
保健福祉部	地域保健課	医療法人財団豊島健康診査センター (出資団体、補助金交付団体)
文化商工部	学習・スポーツ課	豊島区体育協会グループ (指定管理者) *指定管理施設：豊島体育館
文化商工部	学習・スポーツ課	日本テニス事業協会共同企業体 (指定管理者) *指定管理施設：総合体育場、西巢鴨体育場、 荒川野球場
文化商工部	学習・スポーツ課	日本テニス事業協会共同企業体 (指定管理者) *指定管理施設：三芳グラウンド
保健福祉部	障害者福祉課	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 (指定管理者) *指定管理施設：駒込福祉作業所、駒込生活実習所 目白福祉作業所、目白生活実習所

【別紙3】 略